

(議事要旨 1) テーマ提言について

(前回会議までに提案されたテーマ)

株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について

第 43 回企業会計基準諮問会議（2021 年 11 月 29 日開催）で提案されたテーマ「株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について」に関し、事務局から「(1)いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発」に係る現状のテーマ評価の検討状況について説明がなされた。

実務対応報告第 19 号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」の改正

第 48 回企業会計基準諮問会議（2023 年 7 月 3 日開催）で提案された「実務対応報告第 19 号『繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い』の改正」に関し、事務局から、主要関係者に対する意見聴取及び追加の分析を踏まえて、企業会計基準委員会（ASBJ）の新規テーマとして提言する事務局の分析について説明がなされた。また、実務対応報告第 19 号で取り扱われている繰延資産項目について ASBJ で開発のテーマとする時期等については ASBJ の判断に委ねることを付言することが提案された。

審議の結果、議長より、事務局の提案のとおり、新規テーマとして ASBJ に対して提言する旨の発言がなされた。

バーチャル PPA の会計処理について

第 49 回企業会計基準諮問会議（2023 年 11 月 22 日開催）で提案された「バーチャル PPA の会計処理について」について、事務局から、追加の情報収集及び分析を踏まえて、ASBJ の新規テーマとして提言する事務局の分析について説明がなされた。

事務局からの提案について、以下のとおり企業会計基準諮問会議の委員より意見が聞かれた。

- 脱炭素化を推進する社会的要請に応える観点からバーチャル PPA の会計処理に関する現状の取扱いを考慮してニーズの高い領域について当面の取扱いを定めるアプローチに賛同する。また、基準開発を進めるにあたり、中長期的には国際的な動向と整合性を図る必要があることを関係者に十分周知する必要があると考える。なお、長期契約となるバーチャル PPA の取引には時価変動のリスクがあると考えられるため、現状の実務を考慮しつつも、あるべき会計処理が模索されることを期待する。
- バーチャル PPA が非化石証書の取得を目的とした取引であるため時価評価にそぐわないとの意見が聞かれる一方で、様々な契約形態がある中で会社が負うリスクを明確にする

必要性もあると考える。そうした中で、社会的なニーズが拡大する状況において会計処理が明確でないため取引を躊躇するとの意見や、結果として財務諸表の比較可能性が確保されないとの懸念が聞かれているため、事務局提案に賛同する。

- 事務局提案に賛同する。実務の安定を図るため、当面の取扱いを設ける必要性を理解する。その一方で、IASB の動向や取引に係る時価変動のリスクに関する開示のあり方も考慮して議論する必要がある、基準開発の短期的な側面と長期的な側面を意識しながら基準開発を進めるべきであると考えている。
- 現状の取扱いを考慮して基準開発を提案する点については賛同する。バーチャル PPA の取引のリスクに関する開示についても併せて検討すべきであると考えている。

これらの意見を受け、議長より、現状の取扱いを考慮してニーズの高い領域について当面の取扱いを定めるアプローチにより、新規のテーマとして ASBJ に提案する旨の発言がなされた。

(会計基準の開発に関する諮問)

「継続企業」及び「後発事象」に関する会計基準の開発について

事務局から、日本公認会計士協会が公表した実務指針等の移管を行うプロジェクト（以下「移管プロジェクト」という。）の一環として 2024 年 6 月 21 日に ASBJ より公表された「継続企業及び後発事象に関する調査研究」の結果を踏まえ、「継続企業に関する会計基準」の開発について再度 ASBJ の新規テーマとして提言すること及び「後発事象に関する会計基準」の開発を再開することについての事務局の分析について説明がなされ、ASBJ の依頼に基づいて企業会計基準諮問会議の意見を伺いたい旨の説明がなされた。

事務局からの説明及び提案について、以下のとおり企業会計基準諮問会議の委員より意見が聞かれた。

継続企業に関する会計基準の新規テーマの提言及び後発事象に関する会計基準の開発の再開に賛同する意見として、複数名の委員より以下の意見があった。

- 特に継続企業については、財務諸表作成者が注記を行う上での判断基準が会計基準に定められていることが重要であると考えている。
- 現在、議論が進んでいる国際監査基準の改正の影響により、二重責任の原則の観点から継続企業に関する注記をこれまでの実務指針に基づく実務よりも充実させることが必要となる可能性にも留意し、基準開発を進める必要があると考える。

- 後発事象の検討にあたっては、財務諸表の公表の承認日の概念を取り入れ、会社法における計算書類と有価証券報告書における財務諸表の公表の承認日がそれぞれ異なることになった場合、後発事象の取扱いが両方で同一となることを重視する必要があるかについても検討した方が良いと考える。
- 事務局提案には同意するが、特に継続企業に関する注記については、基準開発を通じて経営者の責任において自ら注記すべきであるとの意識が醸成されることや注記の性質が誤りなく伝わることを期待している。
- 後発事象については、会社法及び金融商品取引法に基づく開示制度が併存する我が国固有の状況を踏まえて慎重に検討すべきであると考ええる。

一方、継続企業に関する会計基準の新規テーマの提言及び後発事象に関する会計基準の開発の再開に反対する意見として、1名の委員より以下の意見があった。

- 継続企業に関する会計基準及び後発事象に関する会計基準の開発については、過去に開発が完了しなかった問題点等の分析をまず行うことが重要であると考えており、移管プロジェクトを契機として会計基準の開発を進めることには反対する。

これらの意見を受けて議長が確認を行ったところ他に反対はなかった。このため、議長より、審議の結果、継続企業に関する会計基準について、コンセンサスが得られたと判断し ASBJ に新規テーマとして提言することとし、また、後発事象に関する会計基準については、検討を再開することに同意する旨を ASBJ に伝えるとの発言がなされた。

以 上